

建設港湾委員会を傍聴する

9日13時から第6委員会室で開催された建設港湾委員会を傍聴した。夢洲 IR カジノ用地の「788 億円債務負担行為」について、どのように審議されるかを確認するためだ。

委員会は長岡ゆりこ委員(共産)の質疑から始まった。まず、淀川左岸線(2期)事業について、資料をもとに質問した。地盤改良工法や地盤改良範囲の変更などにより、事業費が1039億円増額することに迫った。これは夢洲の IR カジノ用地にも関連する問題である。



また、淀川の堤防下に高速道路を建設する前例のない事業であり、災害対応にも疑問を投げかけた。

次に、IR カジノ用地の788億円問題である。最初に私が提出した陳情書が紹介され、基本合意に関わる公文書が開示されないまま、大阪市が公金を投入することは許せないと指摘。夢洲の地盤沈下対策、PCBなどの土壤汚染対策についても質問したが、これまでの回答を繰り返すばかりであった。港湾局課長が答弁したが、「IR推進局から聞いている」という発言には腹が立った。夢洲の土地対策に責任をもち、港営事業会計で788億円を債務負担するわけであり、当事者としての答弁が求められるはずである。

このあと、有機フッ素化合物問題、道路照明灯・街路防犯灯問題、公園整備、街路樹の伐採問題などの質疑が続いた。淀川左岸線や夢洲 IR カジノ事業という大規模プロジェクトだけでなく、街路樹や公園など住民に身近な問題の質疑も参考になることが多かった。長岡委員に続き、維新3人の委員が質疑予定者(3時間余り)であるが、疲れ気味なので退席することにした。

今日で市会常任委員会の質疑は終わり、来週14日に委員会態度決定、15日の本会議で予算・追加案件議決という日程のようだ。本会議でどのような審議が行われるか確認したいが、このまま夢洲 IR カジノ用地に、再び788億円の債務負担行為が議決されることは許されない。

IR 区域整備計画は、夢洲の地盤問題などにより、国はまだ認定していない。R4年度に設定された債務負担行為は3月末には有効でなくなるので、急きょ追加の修正議案が提出された。長岡委員も述べていたが、昨年度と異なるのは、事業用定期借地権契約書などの基本合意が締結されたことだ。これを無視して債務負担行為の議決はできないはずだ。もう一度、市会議長に出した「要望書」の最後を添付しておきたい。

債務負担行為の審議にあたっては、事業用定期借地権契約書などの別紙を一刻も早く開示させて審議する必要があります。契約書も見ずに、市会も「サイン」などできないはずで、大阪市民の生活に直接関わる巨額の公金が IR 用地に投入されるわけであり、くれぐれも正確な情報にもとづく慎重な審議を切に要望します。

(2023年3月10日)